

# 令和4年度 学校教育の重点



与謝野町教育委員会

# も く じ

◇はじめに	1
◇学校教育の推進について	2
1 基本方針	
2 与謝野町の教育実態	
3 課題解決に向けての取組	
4 学校教育推進図	4
与謝野町学力向上プラン	5
・知：確かな学力	
・徳：豊かな心	
・体：健やかな体	
5 連携推進の取組	7
・中学校ブロックにおける実効ある小小、小中連携の取組	
・保育所・こども園と小学校との連携	
◇学校教育推進の柱	9
～ 生涯学習の基盤を培う特色ある学校教育の推進～	
1 個性を伸ばし、豊かな人間性をはぐくむ特色ある教育の推進	
2 社会の変化に対応できる特色ある学校教育の推進	
3 町民の信託に応える特色ある学校づくりの推進	
◇学校教育の重点	10
1 特色ある学校づくりを進める体制の確立	
2 特色ある教育内容の創造	
3 俳句活動の推進	
4 家庭・地域社会に開かれた特色ある学校づくりの推進	
◇基礎・基本の徹底による学力の充実・向上と個性を伸ばす教育の推進	11
1 学習指導	
2 読書活動	
3 キャリア教育)	
4 特別支援教育	
5 幼児期の教育	

◇豊かな人間性をはぐくむ教育の推進	14
1 道徳教育	
2 人権教育	
3 生徒指導	
4 芸術文化活動	
5 体育・スポーツ	
6 健康安全教育	
◇社会の変化に対応する教育の推進	18
1 国際理解教育	
2 環境教育	
3 情報教育	
◇教職員の資質能力の向上	20
1 教職員の使命と責任	
2 教職員研修	

## はじめに

今日的に教育や子どもたちを取り巻く社会状況は、高度情報化やグローバル化の進展、人口知能（AI）をはじめとする急速な技術革新など成熟した面がある一方で、SNSなどのネット端末から派生する問題、生産年齢人口の減少、少子高齢化などの予測困難な面が共存した社会ともいえる。

とりわけ、近年は新型コロナウイルス感染拡大による未曾有の被害が世界的規模で拡がり、人々が安心して日常生活を送ることができる基本的人権の保障すら厳しい社会状況が続いている。

このような中であって、学校教育においては、不登校やいじめの問題、学力向上の課題、生きる力の育成、新学習指導要領実施やカリキュラムマネジメントの追究など、多くの教育課題に対応していく必要がある。

与謝野町では、京都府教育振興プラン並びに与謝野町教育大綱を踏まえ、豊かな自然と歴史にはぐくまれた「ふるさと与謝野」がもつ様々な特色を活かした与謝野町ならではの教育の実現に向け、自信と思いやりにあふれ、与謝野町に誇りをもち、創造的に未来を開拓する人材を育てる教育を進めている。

小中学校の新学習指導要領の趣旨ともいえる「主体的・対話的で深い学び」を目指す「質の高い学力」と、学んだことを自らの生き方や在り方につなげる「非認知能力」を育成し、「豊かな人間性」を伸長する効果性の高い教育実践を推進することが求められている。

本町では、全ての教育活動の基盤に人権教育を据え、生徒指導や教育相談活動の充実、特別支援教育の視点を踏まえた「子どもの居場所」となる安全で安心できる学級・学校づくりに力点を置き、一人一人の児童・生徒の内面理解を基盤とした学級経営を充実させ、精度の高いアセスメントによる個別の支援を細やかに進めている。

急速に変化する社会にあって、これらの教育課題の克服に向けて、各校(園)においては、校種間の緊密な連携はもとより、家庭、地域社会、関係機関などとの連携を大切にし、校(園)長主導の下、「はぐくみたい力」を明確にした学校(園)経営に基づき「確かな学力」「健やかな体」「豊かな心」の育成すべき資質能力の3つの柱を総合的にとらえ構造化し、特色ある学校(園)づくりを積極的に進め「地域の中の学校(園)」として、社会総がかりで子どもたちを健やかにはぐくむ教育を一層推進する必要がある。

さらに、国・京都府の教育改革の動向を踏まえながら、学校教育、社会教育の連携を大切に「共生社会」「生涯学習社会」の実現に向けた教育を積極的に推進していかなければならない。

# 学校教育の推進について

## 1 基本方針

- (1) 与謝野町では、豊かな自然や人的資源などの地域の特色を生かした与謝野町ならではの学校（園）教育を推進し、与謝野町に誇りをもてる子どもたちを育てる取組を進める。
- (2) 幼児・児童生徒(以下「児童生徒」)の安心・安全な学級、学校（園）づくりの取組を進めるとともに、授業において子どもたちが主体的・対話的に「学び合い」「教え合い」「高め合う」学習活動を仕組み、基礎学力の充実・向上・発展に向けた授業改善に取り組む。
- (3) 各校(園)においては、国・京都府の教育改革等の動向や京都府教育振興プラン並びに与謝野町教育大綱を踏まえ、校（園）長主導の下、「はぐくみたい力」を明確にし、「地域の中の学校」として信頼され期待される学校づくりを推進するとともに学校教育・社会教育の連携の視点を大切にした生涯学習社会の実現に努める。
- (4) 小学校・中学校においては新学習指導要領の趣旨を踏まえ、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業を通して、生きて働く知識・技能の習得など、新しい時代に求められる資質・能力の育成に努める。

## 2 与謝野町の教育実態

急速に変化し、情報通信ネットワーク化やグローバル化が進む知識基盤社会の中であって、与謝野町の子どもたちを取り巻く状況は全国的な状況と同様の課題がみられる。子どもたちの主たる養育者の経済的基盤の不安定さが拡がる中で、核家族化・子どもの貧困化などを背景に、家庭基盤の脆弱化、家族の孤立化に加え、地域コミュニティの希薄化が進行し、子どもたちを取り巻く状況は養育環境として決して豊かな状況にあるとは言えない。

このような中、子どもたちにとって主体的・意欲的に学ぶ環境づくりのために教員の指導力の向上や指導方法の工夫改善をとおして、子どもたちに「質の高い学力」や「課題解決能力」などを身に付けさせることが求められている。

とりわけ、子どもたちの学力実態については、ここ数年、厳しい状況が続き、学力回復の改善策の取組は、各種テストの結果分析などをとおして授業改善を中心に進めてきたが、十分な課題解決に至っていないのが現状である。

このため、新学習指導要領の趣旨を踏まえ、「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った更なる授業方法の工夫改善、学級生活満足度調査を活用した「学級づくり」を一層推進することが求められている。

また、特別な支援を必要とする子どもも年々増加傾向にあり、一人一人の特性や教育的ニーズに基づき調和のとれた人格の形成を目指す教育の具体化を図らなければならない。

そのためには、多様な教育課題の解決に向け、子どもたちの思いや考えを受け止め、効果的な指導や支援をしながら、子ども自身が安心できる「学級づくり」にさらに積極的に取り組む必要がある。

子どもたちが自らの課題解決に向け行動できるよう、学校が地域の中の学校として、家庭・地域社会と連携した役割を明確にし、より一層の連携協働を推進することが求められている。

### 3 課題解決に向けての取組

学校（園）で、学力の充実・向上に向け、「学級づくり」を基盤に、諸課題の解決に向けた特色ある教育活動の計画的・組織的に推進する。

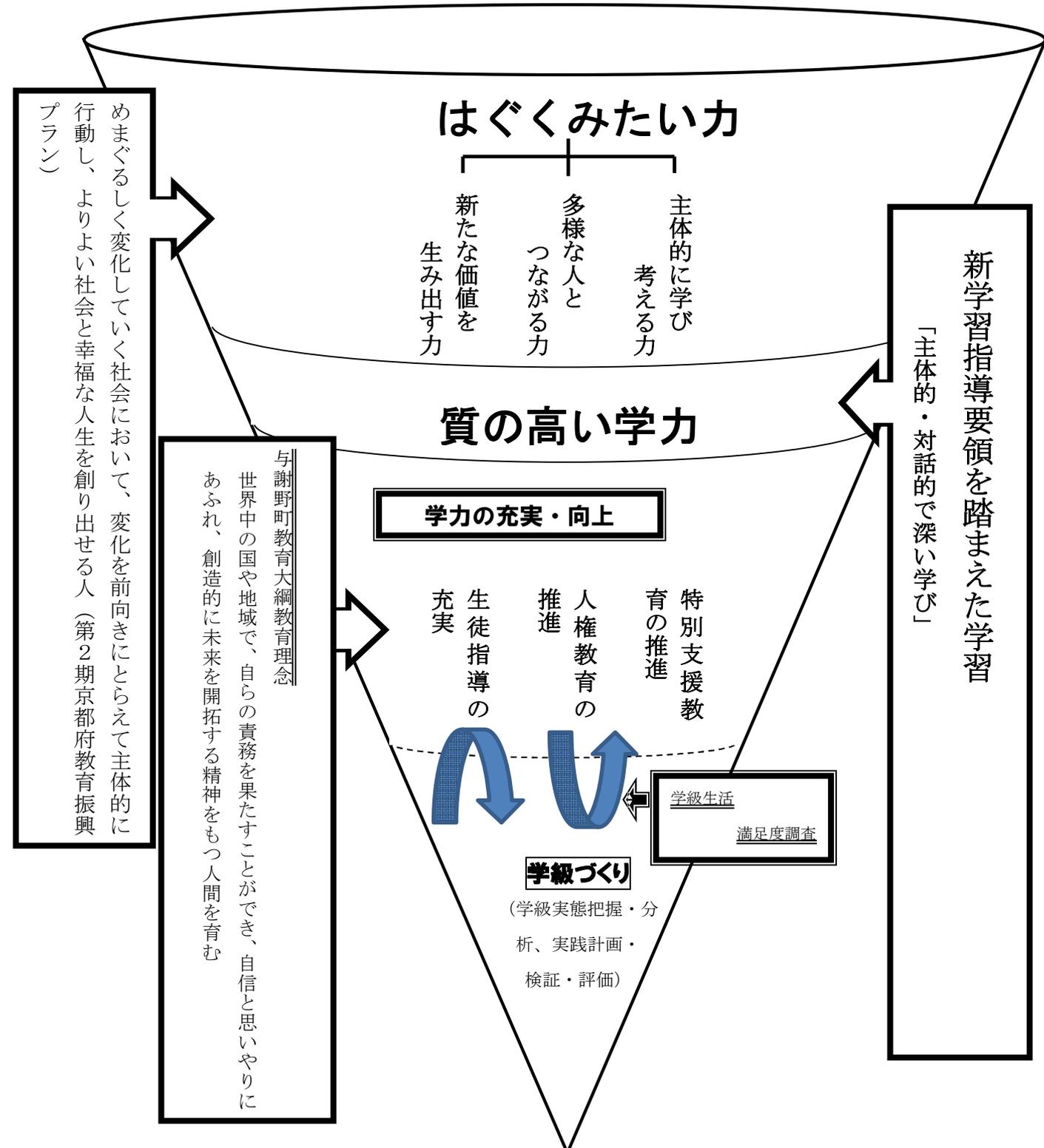
#### 【基本方針】

- (1) 特色ある学校づくりの推進
  - ア 与謝野町ならではの教育推進
  - イ 家庭、地域との連携
- (2) 義務教育9年間を見通した教育の推進
  - ア 各中学校ブロックにおける保幼小中連携の充実
  - イ 緊密な連携、円滑な接続、切れ目のない支援
  - ウ 中学校ブロック活動や研修での課題解決
- (3) 新学習指導要領を踏まえた教育活動の推進
  - ア 「主体的・対話的で深い学び」を実現する教育活動の推進
  - イ カリキュラム・マネジメントを通じた学校教育の改善・充実
- (4) 保護者・家庭、地域社会と連携した教育活動の推進
  - ア 社会に開かれた教育課程
  - イ コミュニティー・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

#### 【重点方針】

- (1) 基礎基本の徹底による確かな学力向上対策の推進
- (2) いじめ・不登校の未然防止に重点を置き、3機能（自己存在感・共感的な人間関係・自己決定）を意識した組織的な生徒指導の推進
- (3) 学級生活満足度調査を活用した効果的な教育活動の推進
- (4) 全ての教育活動に特別支援教育の視点を組み込み、児童生徒の教育的ニーズに応じた適切な教育の推進
- (5) 発達や学びの連続性を踏まえた保幼小中連携の推進

## 4 学校教育推進図



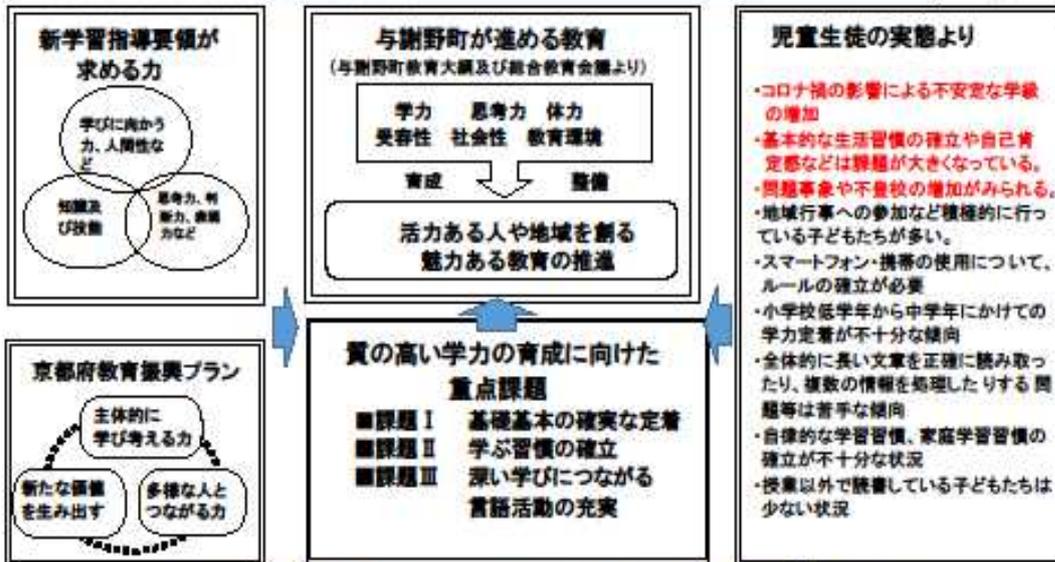
### 【課題への対応】

- ICT を効果的・効率的に活用する等の学習活動をとおり、個別最適な学びの充実、協働的な学びの充実を図る。  
(GIGAスクール構想の推進)
- 「学校いじめ防止基本方針」に基づいた組織的対応と関係機関との連携によるいじめの未然防止・早期発見・早期対応、重大事態への適切な対応
- 不登校児童・生徒に対する支援体制の構築と学びの保障 ・地域における教育と福祉の連携体制の強化

# 与謝野町学力向上プラン

令和4年3月

与謝野町教育委員会  
与謝野町吉津市中学校組合教育委員会



## 課題解決に向けた取組の柱

ベクトルのそろった体制づくり	効果的な学習の実現	個別の支援の充実	保幼小連携による低学年期の充実
<ul style="list-style-type: none"> <li>●<b>校内体制の充実</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・明確なビジョン提示</li> <li>・学び合える環境づくり</li> <li>・効果的な校内研修の追求</li> </ul> </li> <li>●<b>中学校ブロックの連携充実</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・めあての共有化</li> <li>・教職員どうしのつながり・意欲を高める工夫</li> <li>・学びと発達との連続性、教科の系統性を踏まえた取組の集約化</li> </ul> </li> </ul> <p>◆各中学校区校長会 ◆ブロック研修会 ◆教科主任会等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<b>授業改善の徹底</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単元を通した付けたい力の明確化</li> <li>・単元間のねらい・展開・振り返りの明確化</li> <li>・教師一人一人に浸透させる取組の工夫</li> </ul> </li> <li>●<b>目標・指導・評価の一体化</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目標と評価を明確にした単元設計と適切な時間の配分の徹底</li> <li>・各種学力調査の効果的な分析手法の確立</li> </ul> </li> <li>●<b>主体的・対話的で深い学びにつながる活動の具体化</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関心・伝え合う活動、機会の充実</li> <li>・グループ活動の明確化、活性化</li> <li>・各教科の特質に応じた言語活動の充実</li> <li>・ICTの効果的な活用</li> </ul> </li> </ul> <p>◆言語環境の整備 ◆学校生活全体における言語環境づくり</p> <p>◆学力向上対策会議 町学力充実研習会 ◆各種学力調査・CRTの実施 ◆小・小・小中連携加配の配置 ◆町教員の配置</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<b>習熟指導の徹底</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種診断テスト、判定テスト等を活用したスクリーニングの実施</li> <li>・継続的な個別指導体制づくり</li> </ul> </li> <li>●<b>特別支援教育との連携</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学習に困難をかかえる児童生徒の把握</li> <li>・校内委員会や各種組織との連携</li> <li>・SC、SSWとの連携促進</li> </ul> </li> <li>●<b>学級生活満足度調査の活用</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個別の実態把握と分析による課題の明確化</li> </ul> </li> </ul> <p>◆各種学力調査・CRTの実施 ◆校内教育支援委員会 ◆町QU推進委員会 ◆町支援員の活用 ◆放課後学習支援事業 ◆ジュニアかくい(バスタディ)事業 ◆中1振り返り学習</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<b>接続カリキュラムに基づく幼児教育(保育)・授業の内容充実</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児教育(保育)・授業を見合う機会の充実</li> <li>・「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」に基づいた交流、研修の充実</li> <li>・「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた接続カリキュラムの内容充実</li> <li>・「聞く」「話す」「伝え合う」ことの喜びを味わえる体験の充実</li> </ul> </li> <li>●<b>低学年の学級経営・学習指導の質の向上</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・低学年期の指導のポイントの共有化</li> <li>・学びスタートアンケート(年長児)</li> </ul> </li> </ul> <p>◆子育て応援課との連携 ◆各ブロック連携会議 ◆町保育所長・園長会議との連携 ◆町学力充実研習会</p>

つなげ支える取組	安定した学級集団づくり	家庭と連携した学びの習慣づくり	地域連携の推進
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<b>学級生活満足度調査を活用した取組の推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・校内研修の内容充実</li> <li>・実態把握・分析・取組の共有化促進</li> </ul> </li> <li>●<b>他の取組、組織との連携推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ICの調査、人権週間アンケートとのリンク</li> <li>・授業委の取組、グループエンカウンター的手法による取組、学力テストとクロスした取組等</li> <li>・SC・SSWとの連携促進</li> </ul> </li> </ul> <p>◆小・中学校会学年 年2回QU調査の実施、分析 ◆町QU推進委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<b>授業での学びの指導充実</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎知識力・認知能力双方に基づいた学び方の指導の充実</li> </ul> </li> <li>●<b>家庭学習につながる授業や課題の工夫</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭学習充実の気遣いづくり</li> <li>・家庭学習時間の確保づけ</li> <li>・小中連携した取組推進</li> <li>・家庭と連携した読書活動の推進</li> </ul> </li> <li>●<b>子どもたちの自主的な動きづくり</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自主的なSNSルールづくり</li> </ul> </li> </ul> <p>◆PTAと連携した学習会 ◆家庭教育支援チーム ◆SSWとの連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<b>双方向のかわりづくり</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実態・課題の共有化</li> <li>・習熟の工夫</li> <li>・特色ある学校づくりと関連づけた取組</li> </ul> </li> <li>●<b>公民館との連携促進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日常的な連携の充実</li> <li>・地域ごとの夏休み学習講座</li> </ul> </li> <li>●<b>地域人材の活用促進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ボランティアバンク的な動きづくり</li> </ul> </li> </ul> <p>◆放課後学習支援事業 ◆公民館夏休み習熟教室 ◆イングリッシュキャンプ ◆町俳句大会、俳句教室 ◆青少年健全育成の取組</p>

## 知：確かな学力

---

- (1) 新学習指導要領の趣旨を踏まえ、教育課程を適切に編成・実施をするとともに、学力向上プランに基づき「主体的・対話的で、深い学び」の視点に立った授業改善を推進することにより、「質の高い学び」を身に付ける取組をより一層進める。
- (2) 各学校において児童生徒の実態に即した「学力向上プログラム」を構築し、学び合う学習集団、言語活動等を通して、主体的、対話的で深い学びの充実に努める。
- (3) 少人数指導やティームティーチング、小中連携など、指導方法・体制の工夫をし、個に応じた指導の充実に努める。
- (4) 全国学力・学習状況調査、京都府学力診断テスト及びその他の標準テストなどにより、学力並びに学習状況の的確な把握のもと、課題克服を図るための指導方法・授業改善を積極的に進める。
- (5) 認定こども園・学校の役割を明確にし、各中学校ブロック校(園)長会・学力向上対策会議等の活性化を図り、就学前と義務教育9年間を見据えた保幼小中連携を進める。

## 徳：豊かな心

～「いのち」を大切にし、豊かな人間性と社会性をはぐくむ教育～

---

### ◇ 豊かな心の育成

- (1) 幼児期からの道徳性を育てるために、認定こども園・学校・家庭・地域社会が積極的に連携して体験活動等を活かした取組を推進する。
- (2) 発達の段階に合わせた規範意識をさまざまな活動を通して醸成し、思いやりの心、尊重する心をはぐくむために、「特別の教科 道徳」の指導の充実に努め、地域住民や保護者の参画を得るなど、地域社会・保護者・学校(園)が一体となって心の教育の充実に努める。
- (3) 朝読書等の読書活動、学校図書館の活用、俳句活動等の取組を進める。

### ◇ 豊かな人間関係と自己指導力の育成

- (1) いじめ・不登校等の問題事象の未然防止や早期発見・早期対応に努める。そのために、学校と家庭・地域社会が連携して児童生徒の自尊感情を高める。  
また、学級活動・児童会・生徒会などにおける特別活動の充実や集団づくりをとおして人間関係を育成するとともに、学級や学校の一員としての貢献感と規範意識の高揚を図るため、生徒指導の機能を活かし、発達に合わせた責任あ

る行動がとれる力を育成する。

- (2) 不登校児童生徒に対し、各校での初期対応を適切に行うとともに、学校・教育支援センター（トライアングル）・通級指導教室・教育相談機関等が連携して、一人一人の課題や環境に配慮した組織的な支援体制を構築し、その解決に努める。
- (3) 発達段階に応じて、異年齢集団活動を推進するとともに、共感的人間関係を充実する等の場の設定を工夫し、互いの人格や個性を認め合い、他者と協調し、支え合う心情や態度を育成する。

#### ◇ 人権尊重と実践的態度の育成

- (1) 同和教育の実践で積み上げられてきた成果と手法を活かし、すべての教育活動の中で、さまざまな人権問題をはじめ、かけがえのない「いのち」を大切にし、自尊心を高める実践的態度の育成に努める。
- (2) 教職員が様々な人権問題の解決に向けた実践力・指導力を向上させるため、関係機関等と連携したり「教職員人権研修ハンドブック」を活用したりする等の研修を充実させ教職員の資質向上に努める。

## 体：健やかな体

- (1) 運動やスポーツをとおして、心身ともに健康な児童生徒の育成に努める。
- (2) 新体力テストの結果等を基に、自己の体力について理解させるとともに、教科体育や学校全体の組織的かつ日常的な取組をとおして、体力及び運動能力の向上を図る。
- (3) 児童生徒に、食育の学習をとおし食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けさせたり、食物アレルギーとその事故防止について理解を深めさせたりする等、健康で心豊かな学校(園)生活を主体的に送ることができる能力の育成に努める。  
また、「早寝・早起き・朝ごはん」等の取組をはじめ、基本的な生活習慣を身に付けた児童生徒の育成に努める。

## 5 連携推進の取組

### (1) 中学校ブロックにおける実効ある小小、小中連携の取組

各中学校ブロック校長会やブロック研究会を開催し、授業公開等をとおして授業改善を進め、与謝野町学力向上対策会議と連携し、町全体の学力向上の推進を図る。

小・中学校が連携を進めるとき、児童生徒の9年間でどのような視点から見るかということが重要である。それには5つの視点が考えられる。

◇視点1 「児童生徒の理解の一貫性」

小・中学校で共通する理解を進める。

◇視点2 「身に付けさせたい児童生徒像、教育目標の一貫性と学習目標の設定」

小・中学校で一貫した児童生徒像の設定

◇視点3 「学習内容の系統性」

隣接学年・校種間の学習内容、教材等の系統性を把握する。

◇視点4 「学習指導の継続性」

児童生徒の発達段階を踏まえ共通理解をもって学習指導に当たる。

◇視点5 「特別支援の効果性」

児童生徒の特性や教育的ニーズに即した切れ目ない支援を進める。

### (2) 保育所・こども園と小学校の連携

小学校の学習指導要領に、保幼小連携を推進する内容が盛り込まれている。小学校に入学した子どもたちが、保育所（園）・認定こども園から小学校への生活の変化にうまく適応できず、学習に集中できない、教師の話が聞けずに授業が成立しないなど、1年生で学級がうまく機能しない実態がある。いわゆる小1プロブレムと言われる状況は与謝野町においても課題になっている。

平成30年度、「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定子ども園教育・保育要領」が同時改訂され、5歳児終了時の姿が「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として明確にされた。

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手がかりに幼児期の教育と小学校教育の教育内容や指導方法への理解を深める。また、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた接続カリキュラムに基づき、学びの連続性を確保した連携の取組をより一層推進する。

# 学校教育推進の柱

## ◇ 生涯学習の基盤を培う特色ある学校教育の推進

学校教育においては、京都府教育振興プランの「目指す人間像」※に向けて、「主体的に学び考える力」「多様な人とつながる力」「新たな価値を生み出す力」の3つの力を『はぐくみたい力』として押さえ、将来社会の一員としての責任を果たし、価値観が多様化する社会において、自分らしく幸せな未来をつくり出せる人を目指し、生涯にわたる学習の基盤を培うことを目標とする。

※「目指す人間像」：めまぐるしく変化していく社会において、変化を前向きにとらえて主体的に行動し、よりよい社会と幸福な人生を創り出せる人

### (1) 個性を伸ばし、豊かな人間性をはぐくむ特色ある教育の推進

ア 基礎・基本の定着を図るとともに、その応用力・活用能力を高めるなど、学力の充実・向上を図り、一人一人の個性を伸ばす教育の充実に努める。

イ 生命を大切に作る心、他人を思いやる心、正義感や公正さを重んじる心など、豊かな人間性をはぐくむ「心の教育」の充実に努める。

また、あらゆる機会や資料を活用し、児童生徒一人一人の願いや思いをくみ取り、いじめや不登校、体罰等の防止に向けた教育の推進を図る。

ウ たくましく生きるため、健康安全に関する総合的な認識を高めるとともに、体力の向上に努める。

エ 人間としての在り方・生き方に関する教育の一環としてキャリア教育を位置付け、校種間連携のもとに、学校の教育活動全体をとおして進路希望の実現に努める。

オ 同和問題をはじめ、あらゆる人権問題の解決に向けた学習や啓発の充実に努め、実践的行動力を育成する。

カ 健康でうるおいのある心豊かな生活を営むため、生涯にわたって実践できる体育・スポーツ活動や芸術文化活動の充実に努める。

### (2) 社会の変化に対応できる特色ある学校教育の推進

ア 生涯にわたって学び続けるための基礎的・基本的な内容の充実に努め、社会の激しい変化に主体的に対応できる心豊かでたくましい人間の育成に努める。

イ 国際化に対応した国際理解教育の推進に努める。

ウ 自然と人間の調和を目指す環境教育の推進に努める。

エ 学校教育の質の向上に向けたICTの積極的な活用に努める。

### (3) 町民の信託に応える特色ある学校づくりの推進

ア 家庭・地域社会との連携を一層強め、教育活動の充実に努める。

イ 学校評価などを活用しながら開かれた学校づくりを推進する。

ウ 地域の教育力を活かした体験活動や学習活動など、学校を支援する活動の充実に努める。

エ 教職員人事評価などの取組を通して教職員の資質能力の向上に努める。

オ 安心・安全な学級・学校・教育環境づくりを推進する。

# 学校教育の重点

## ◇ 特色ある学校づくり

学校教育全般にわたって創意ある教育活動を展開し、児童生徒にとっては魅力ある学校、家庭及び地域社会にとっては開かれた学校を目指す。また、学級生活満足度調査を活用した学級づくりのもと、学校の活性化を図り、一人一人の能力や個性を伸ばすため、「展望する力」「つながる力」「挑戦する力」などの『はぐくみたい力』の育成に向け、学校力を高める。

### 1 特色ある学校づくりを進める体制の確立

- (1) 町教育大綱を踏まえ、家庭や地域社会と連携し、地域の産業や伝統文化などの人的・物的資源を積極的に活用した特色ある学校づくりを目指し、学校教育目標及び学校経営方針を明確にして、実効ある学校評価の充実を図り、自主性・自律性のある学校体制を確立する。
- (2) 校長主導の学校体制のもと、教職員人事評価及び学校評価等を有効に活用し、教職員自ら学校経営に参画するとともに、学校力を高め、学校教育目標の具現化に努める。

### 2 特色ある教育内容の創造

- (1) 新学習指導要領の趣旨に基づき、各学校の教育課題に即した特色ある教育課程の編成及び教育内容の創造に努める。
- (2) 各学校においては、伝統や校風、地域の自然や人材などの資源を積極的に活用し、創意工夫を活かした特色ある教育活動の展開に努める。
- (3) 「総合的な学習の時間」について、そのねらいを明確にし、各教科等との関連を図りつつ特色ある学習活動の展開に努める。

### 3 俳句活動の推進

- (1) 「古典の日」の法制化を踏まえて、国民文化祭の取組等の成果を継承し、俳句活動の推進、地域に伝わる伝統文化、芸術文化活動の充実に努める。
- (2) 国民文化祭で取り組んだ成果を継承し、俳句活動をとおして「ことばの力」をはぐくみ、言語活動の充実を図る取組を各教科・領域の年間指導計画に位置付け、思考力・判断力・表現力の育成を図る。

### 4 家庭・地域社会に開かれた特色ある学校づくりの推進

- (1) 学校評議員制度・学校評価等の充実や保護者・地域住民等の学校運営への理解を深め、地域の教育力を活用することにより、信頼される学校づくりに努める。
- (2) 学校教育目標や教育活動など、学校要覧の作成やプレゼンテーション、「学校だより」の発行、ホームページの更新により、保護者や地域住民等に対する説明責任を果たすとともに開かれた学校づくりに努める。

## ◇ 基礎・基本の徹底による学力の充実・向上と 個性を伸ばす教育の推進

### 1 学習指導

校種間・学校間等の連携のもと、児童生徒の学力の状況を的確に把握・分析し、個に応じた指導、学習意欲の向上や言語活動の充実等「質の高い学力」の育成に努める。

- (1) 新学習指導要領の趣旨を踏まえた指導と学習評価の工夫・改善を図る（授業改善につながる「目標—指導—評価」の一体化）。
- (2) 「主体的・対話的で、深い学び」の視点に立った授業改善を推進することにより、「質の高い学力」を身に付ける実践を、自校の教育課題解決に向けた教育計画のもと、具体的目標を明確にしながらか推進する。
  - ア 基礎的・基本的知識及び技能の定着を図るため、教材の系統性を把握するとともに授業改善を図る。
  - イ 「ことばの力」をはぐくみ、課題を解決するために必要な判断力、思考力、表現力等（活用する力）の育成を図る。
  - ウ 主体的・対話的で深い学びを充実させるとともに、教科の特性や単元に応じたねらいと目標を明確にした授業改善を図る。
  - エ 学習評価を通して、学習指導の在り方を見直し、きめ細かい学習指導の充実と学習内容の確実な定着を目指す。
- (3) 「学力向上プログラム」など各学校の実態に即した学力向上システムを構築し、各教科・領域の年間計画はもとより、あらゆる教育活動において言語活動を通して、主体的・対話的で深い学びを充実させる取組を組織的に進める。
- (4) 少人数授業やティームティーチング、小中連携等の指導方法、少人数学級などの指導体制を工夫改善し、個に応じた指導の充実に努める。
- (5) 全国学力・学習状況調査及び京都府学力診断テストのほか、各種標準テストなどにより、児童生徒の学力・学習状況を的確に把握し、個に応じた指導の充実に積極的に進める。
- (6) 「総合的な学習の時間」においては、各教科で身に付けた知識や技能を相互に関連付け、総合的に働くようにするとともに課題解決的な学習として充実を図る。
- (7) 学校（園）の役割を明確にしつつ、接続する保育所（園）・認定こども園の教育（保育）目標や学校の教育目標等を相互に理解しながら、小学校の生活や学びに適応できるための接続カリキュラムを作成し、円滑な接続を図る。

特に、各中学校ブロック校長会・学力向上対策会議等の活性化を図り、就学前と義務教育9年間を見据えた連携等の取組をさらに充実させ、発達や学びの連続性を基盤とした教育の推進に努めるとともに、小学校高学年においては、中学校への円滑な接続を図る取組を推進する。
- (8) 家庭の教育環境の充実と児童生徒の家庭学習や読書の習慣化の定着に向けて、家庭の理解と協力を得る取組を積極的に進める。

## 2 読書活動

**読書活動をとおして、児童生徒等が発達の段階に応じて言葉を学び、感性を磨くなど豊かな情緒をはぐくむとともに、読解力や想像力、思考力、表現力等を養うなど「質の高い学力」の基盤となる「ことばの力」を育成する。**

- (1) 「京都府子どもの読書活動推進計画（第四次推進計画）」を踏まえ、読書を教育活動の中に適切に位置付け、司書教諭や担当主任などを中心にして読書活動の充実や図書資料の効果的な活用を図り、読書意欲の向上や読書習慣の形成などに努める。
- (2) 家庭・地域社会・公共図書館等関係機関と連携し、児童生徒が自ら読書に親しみ、進んで読書習慣を身に付けていけるよう、興味・関心を尊重しながら自主的な読書活動を推進する。  
また、新刊図書の紹介など学校図書室に関する広報活動の充実と、読書の啓発・充実に努め、家庭と協力した読書活動の推進を図る。
- (3) 地域の人材による読み聞かせ、ブックトークなど、目標とする読書量の設定、全校一斉読書の取組等、学校における読書活動推進計画の策定と計画的な取組をとおして、児童生徒の読書習慣の確立を図る読書指導の充実に努める。
- (4) 読書内容をもとに、感想や自分の考えを表現するなど「ことばの力」を育成する取組の推進を図る。

## 3 キャリア教育

**人間としての在り方・生き方にかかわる指導を基盤として、児童生徒一人一人の目的意識を高めるキャリア教育をとおして望ましい職業観や勤労観を身に付けさせ、自らの進路を主体的に切り拓く能力や態度を育成する教育に取り組む。**

- (1) 新学習指導要領におけるキャリア教育の視点に立った教育課程の改善と校種間等の連携を強め、組織的・系統的なキャリア教育の推進を図る。
- (2) 教育活動全体を通じて、ガイダンスの機能を充実することにより、児童生徒が自己の能力・適性、興味・関心などを的確に把握し、自己実現につなげることができるよう、「キャリア・パスポート」を活用し、それぞれの発達の段階に合わせたキャリア教育を踏まえた教育を推進する。
- (3) 適切な進路情報を幅広く収集・整理して、積極的な活用に努めるとともに、児童生徒に職場体験や職業体験、ボランティア体験など、啓発的経験をさせる活動の充実を図る。また、社会の仕組みの理解や積極的に社会や地域にかかわろうとする資質や能力の育成に努める。
- (4) 地域の自然、人材、組織、関係機関などの資源を積極的に活用するなど、キャリア教育を年間指導計画に適切に位置付け、一人一人が大切にされ、個性や能力を伸ばすキャリア教育の推進に努める。

## 4 特別支援教育

共生社会の実現に向けて、障害のある幼児・児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服のために必要な指導及び支援を行い、個性や能力の伸長に努める。

また、すべての児童生徒に対して、障害について正しい認識や障害のある人への理解や接し方等について、発達段階に応じた適切な指導を行う。

- (1) 特別支援教育コーディネーターの力量を高めるとともに、教職員の特別支援教育に関する研修を深め、教職員の指導力の向上を図る。共生社会の実現に向けて児童生徒の障害の克服・軽減に努めるとともに、ユニバーサルデザイン教育の研究・実践を推進する。
- (2) 児童生徒個々の障害の状況や発達・特性等を的確にとらえ、個別の教育支援計画、個別の指導計画を作成し、児童生徒の能力を最大限に伸ばすよう努めるとともに、社会参加できる能力を高めるよう指導する。
- (3) 発達障害を含む障害のある児童生徒等に対する指導の充実と教育的支援を明確にして、授業改善を行い、学力の向上に努める。
- (4) 各学校や関係機関との連携、巡回相談・専門家チームによる相談等を活用した就・修学の指導や進路指導の充実に努めるとともに、支援ファイル（ひまわりノート）、移行支援シート等を活用し、保・認定こども園・小・中学校の連携を図り、社会的自立に向けた指導を充実する。
- (5) 障害者差別解消法<sup>(1)</sup>、京都府条例<sup>(2)</sup>、与謝野町障害者差別解消職員対応マニュアル<sup>(3)</sup>における「合理的配慮」は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものである。さらに、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すために、教職員の理解の在り方や指導の姿勢が児童生徒に大きく影響することに十分留意し、研修・啓発を行う。

(1) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成28年4月1日施行）

「国の障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」・・・すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につながることを目的として、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

(2) 京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例

（平成27年4月1日施行）この条例は、障害のあるなしにかかわらず、みんながお互いにかげがえのない個人として尊重し合いながら、共に安心していきいきと暮らしやすい社会（共生社会）の実現を目指して制定されました。誰もが暮らしやすい社会にするため、みんながお互いを思いやり、支え合う地域社会を築くためのものです。

(3) 与謝野町障害者差別解消職員対応マニュアル（平成29年2月7日施行）

## 5 幼児期の教育

幼児期の教育は、義務教育及びその後の教育の基礎を育成するため、幼児期の発達の特性を踏まえ、環境をとおして行うことを基本とし、遊びをとおしての指導を中心として人間形成の基礎を培う。

- (1) 認定こども園においては、幼稚園教育要領の趣旨を踏まえ、生活や遊び等、創意を活かした特色ある園づくりに努める。
- (2) 幼児との信頼関係を築き、発達段階に応じて幼児の主体的な活動ができる体験活動の場を設定するなど教育環境を整え、豊かな人間形成に資するとともに自立への素地を培う。
- (3) 障害のある幼児一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を行うため、園内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名など園全体として支援する組織的に計画された支援内容の充実を図る。
- (4) 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえて、「聞く」「話す」「伝え合う」ことの喜びを味わえるような体験の充実を図る。  
また、全教職員による小学校との連携を強化し、幼小接続推進事業及び接続カリキュラムを活用するなど小学校の生活や学びへの円滑な接続を図る。
- (5) 幼児期の発達の特性や環境の及ぼす影響、とりわけ家庭の影響力の大きさに鑑み、「保護者が保育所・認定こども園と共に幼児を育てる」という意識が高まるよう、PTAとの協力体制の確立を図るとともに、積極的に家庭の教育環境の充実を促す。

### ◇ 豊かな人間性をはぐくむ教育の推進

#### 1 道徳教育

教育活動全体に適切に位置付けた道徳教育の全体計画のもと、生命を大切にする心、他人を思いやる心など「豊かな人間性」をはぐくむ「心の教育」の要として、道徳性の育成を図るとともに、自校の道徳教育の重点目標を明確にした取組を推進する。道徳の授業においては、道徳的価値についての理解を基に、自己を見つめ物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習の推進に努める。

- (1) 新学習指導要領の趣旨を踏まえた道徳教育を推進する校内体制を整備し、すべての教職員が協力して道徳教育を展開する。特に、校内研修の充実を図り、全体計画・年間指導計画の見直しや指導方法の工夫改善、評価の在り方等の研修の進化に努める。

- (2) 「特別の教科 道徳」の授業では、教科書を中心にしながら、『私たちの道徳』や『京の子ども 明日へのとびら』をはじめ道徳資料や教師用指導資料『道徳教育の進め方 京都式ハンドブック』を効果的に活用し、内面に根ざした道徳的判断力、心情、実践意欲と態度の育成を図る。
- (3) ボランティア活動などの社会奉仕体験活動や自然体験活動など、豊かな体験活動や読書活動などをとおして道徳性（人を思いやり大切にする心、協調性や忍耐力、礼儀や作法を重んじる心 等）を育てるとともに、道徳的実践力の向上を図る。
- (4) 学校における道徳教育に対する保護者や地域住民の理解を深めるとともに、家庭や地域社会と一体となって好ましい人間関係、豊かな感性や社会性を培う環境づくりに努める。

## 2 人権教育

教育活動全体に人権教育を適切に位置付け、児童生徒の実態を的確に把握して、教育の機会均等を図り、すべての児童生徒について学力の充実・向上と進路保障に努める。また、基本的人権や同和問題などさまざまな人権問題についての正しい理解や認識の基礎を培うとともに、情報化社会をはじめ時代の変化に伴う新たな人権課題に対応した取組を進めるなど、互いの個性や価値観の違いを認め、自他の人権を尊重する態度や実践力を養う。

- (1) 平成28年に成立した「部落差別の解消の推進に関する法律」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」の「人権三法」<sup>(4)</sup>の主旨を踏まえ、さらに「与謝野町人権教育・啓発推進計画」の下で、より具体的な教育計画を作成し効果的な人権教育の推進を図る。
- (2) 児童生徒の学力の充実・向上と進路指導の徹底等により進路保障に努める。
- (3) 同和問題をはじめ、個別的視点からのアプローチと普遍的な視点からのアプローチにより、さまざまな人権問題についての正しい理解や認識の基礎を築き、自他の尊厳と人権を尊重する態度や実践力を培う。
- (4) 人権週間を中心とする取組の充実に努めるとともに、各種人権作品コンクール等への参加の取組をとおして、人権意識の高揚を図る。
- (5) 京都府作成の人権関係資料を活用するなど人権教育を推進していくための認識を一層深化させ、高揚を図るとともに、職場人権研修担当を中心に、教職員の指導力向上に向けた人権研修の充実に努める。
- (6) 校種間連携及び社会教育や関係行政機関、家庭・保護者との連携を強化するとともに、地域社会との深い信頼のもとに実践を進める。

(4) 「人権三法」

平成 28 年に、差別を解消するための 3 つの法律が施行されました。

「障害者差別解消法」～ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（前掲(1)）

□すべての国民が障害の有無によって分け隔てることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざす法律です。

「部落差別解消法」～ 部落差別の解消の推進に関する法律

□部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的とする法律です。

「ヘイトスピーチ解消法」～ 「本邦外出身者に対する差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」

□日本に居住している外国出身者に対する不当な差別的言動の解消に取り組む法律であり、日本以外の出身者だけでなく、その子孫に対する差別意識を助長・誘発し、地域社会から排斥することを扇動するような言動の解消を図る法律です。

### 3 生徒指導

**人間の尊厳という観点に立ち、教育活動全体を通じて、児童生徒の個性の伸長及び社会的資質・能力・態度の育成を図り、よりよい人格の形成を促す。**

- (1) 教育活動全体をとおして生徒指導がもつ機能を踏まえるとともに、ガイダンスの機能の充実を図り、児童生徒の生活実態の把握や学級生活満足度調査等の活用も含め内面理解に努める。また、児童生徒個々の課題の解決を図るために、望ましい集団活動をとおして、自らの課題を解決する意欲と実践力を育成する。
- (2) 学級活動や道徳、非行防止教室・薬物乱用防止教室等を活用しながら、法をはじめ実生活の中でのルールやきまりについて、自ら考え、理解し、行動に移す能力の育成をとおし、規範意識の醸成を図る。
- (3) 不登校については、個々の事象に対応できる教育相談機能を充実させるとともに、状況に応じて教育支援センター（トライアングル）との連携及び有効活用を図るなど、効果的な対応を組織的に行い、その未然防止と解決に向けた総合的な取組の充実を図る。
- (4) いじめ・暴力行為の防止については、各校で計画的に調査等を実施し、児童生徒が発する心のサインを見逃さず、早期発見と早期対応に努める。とりわけ、「ネット上のいじめ」等の問題については、関係機関と連携した迅速かつ適切な

対応を図るとともに情報モラルについての指導の徹底を図る。

また、各校「いじめ防止基本方針」に基づき、校内に「いじめ対策委員会」を設置し、いじめ防止や早期発見、いじめが発生した際の適切な対処等を図る。

- (5) 性に関する正しい知識と将来を見据えた在り方について考えさせる指導の充実と、性被害等から児童生徒を守る生徒指導の充実を図る。
- (6) 校長主導の学校体制のもと、生徒指導主任を中心とする指導体制の確立を図り、問題事象が発生した場合、迅速な報告・連絡・相談と組織的かつ適切な初期対応に努める。特に、問題事象の事実・原因・背景の確実な把握と校長を中心に組織をあげて解決に当たる指導体制の確立を図る。
- (7) 問題事象の事実把握や指導の経過等について記録し、問題の分析や課題の明確化及び教材化を図り、その活用と再発防止に努める。
- (8) 家庭、地域社会や関係機関との連携を強め、児童生徒の家事の分担や学校外活動への参加を促すなど、家庭、地域社会における居場所づくりに努める。
- (9) 家庭や地域社会との連携を強め、児童生徒を取り巻く環境の浄化や健全な文化の育成に努める。
- (10) 児童虐待については早期発見に努めるとともに、関係機関と連携し、必要な支援を継続して行う。
- (11) 各中学校ブロックにおける生徒指導上の小・中連携の強化と、中学校ブロック生徒指導主任会を開催するなど、課題解決に向けた指導の徹底を図る。
- (12) 学級・学校課題を解決するために、児童生徒自らの思いや考えを發表させるなど、課題解決に向け児童生徒の力を活用した学級・学校づくりを図る。

#### 4 芸術文化活動

**豊かな情操及び感性を育成することにより、生涯にわたって芸術を愛好し、自らの生活を豊かにする創造性に富んだ人間の育成に努める。**

- (1) 美術展覧会や音楽フェスティバル等の効果的な実施をとおして、表現活動や鑑賞活動の活性化を図り、表現能力や鑑賞能力の伸長に努める。
- (2) 地域にある文化財や伝統的行事など文化的な資源や施設を活用したり、我が国の文化や伝統に親しんだりして、郷土や我が国及び諸外国の文化や伝統を尊重する態度を育成する。

#### 5 体育・スポーツ

**健全な心身の発達を促し、豊かな人間性を培い、明るく豊かで生きがいのある生活を送ることができるよう、生涯にわたって体育・スポーツに親しむことのできる資質や能力を育てる。**

- (1) 新体力テストの結果等を基に、自己の体力について理解させ、学校段階の接続及び発達の段階に応じつつ、教科体育や学校全体の組織的かつ日常的な取組を

ととして、体力及び運動能力の向上を図る。

- (2) 小学校体育授業での「京の子ども元気なからだスタンダード」等の活用と各校の実態に応じた子どもの体力・運動能力の向上を図る取組の推進に努める。
- (3) 教科体育やクラブ活動、部活動など日常的な体育活動の成果を発揮する場として、各種の体育行事や競技会へ参加する。
- (4) 『運動部活動指導ハンドブック』を活用した運動部活動の充実と指導方法の工夫改善に努める。
- (5) 中学校の部活動においては、「部活動指針」を踏まえて合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うとともに、参加する各種大会や競技会を精査して取り組む。

## 6 健康安全教育

**児童生徒が健康・安全で活力ある生活を営むために必要な資質や能力を育成し、心身の調和的な発達を図る。**

**そのため、学校(園)においては、家庭や地域社会、関係機関と連携を図りながら、適切な健康安全に関する活動を促す。児童生徒の発達段階を考慮した、健康安全教育に組織的・計画的に取り組み、薬物乱用防止教育、防災・減災教育を推進する。**

- (1) 多様化・深刻化する健康課題に対応するため、学校保健委員会等組織体制の充実を図り、保健管理と健康教育を推進する。
- (2) 心身の成長発達に関して、適切に理解し行動することができるようにする指導に当たっては、各教科との関連を図りながら発達段階を考慮して指導するとともに、家庭の理解を得ることに配慮する。
- (3) 自らの命を守る、自らの安全を確保する危機対応能力を育成するなど、安全な生活を営む正しい判断力と行動力を養うため、身の回りの生活の安全、交通安全、薬物乱用防止教育の充実、防災に関する安全管理と安全教育を計画的に進めるとともに、薬物乱用防止教室実施に当たっては、全校1学期中に開催し内容の充実を図る。
- (4) 学校(園)における児童生徒の安全確保を図るため、施設・設備の安全点検、安全指導及び教職員研修等に関する学校安全計画を策定・実施する。  
また、学校独自の「学校防災計画」「危機等発生時対処要項」「危機管理マニュアル」等の検証と改善を図り、防災・減災に努める。
- (5) 学校(園)における食育を推進するため、食に関する指導計画に基づき、教科横断的な指導を行うとともに、望ましい食事のあり方について指導の徹底に努める。
- (6) 「学校給食衛生管理基準」に照らして適切な管理に努めるとともに、食物アレルギーについての理解と、児童生徒の状況を把握するとともに、町作成の「食物アレルギー対応マニュアル」を全教職員で共通理解し、安全な給食指導の徹底を図る。

## ◇ 社会の変化に対応する教育の推進

### 1 国際理解教育

国際社会に主体的に生きる日本人としての基礎的資質を養うため、人権尊重の精神を基盤にして、我が国の文化と伝統などを尊重するとともに、異文化を理解し尊重する態度や異なる文化をもつ人々とともに生きていく資質や能力を育成する。

- (1) 教育活動全体に適切に位置付けた全体計画のもとに、組織的・計画的に国際理解教育を進める。
- (2) 外国語教育においては、外国語指導助手（ALT）・専科教員等を効果的に活用し、発達段階に応じて自分の考えを持ち、相手に伝わるように表現しようとする態度を養うとともに、外国の人々とのコミュニケーション能力の素地の育成に努める。

### 2 環境教育

身近な環境や環境問題に関心を持ち、人間と環境とのかかわりについて理解を深め、環境の保全やよりよい環境の創造のために主体的かつ積極的に行動する実践的態度や能力の育成に努める。

- (1) 教育活動全体に適切に位置付けた全体計画のもとに、組織的・計画的に環境教育を進める。
- (2) 児童生徒の発達段階に応じて、環境調査や問題解決的な学習、地域や地球環境を守る取組など体験的な学習をとおして、環境に配慮した生活や行動ができる態度を育成する。
- (3) 自然環境の変化に配慮し、学校、家庭、地域社会及び関係諸機関との連携を図り、それぞれの教育機能を活かした環境教育の推進に努める。

### 3 情報教育

社会の高度情報化に伴い、児童生徒の発達段階に応じ、「情報活用の実践力」「情報の科学的理解」「情報社会に参画する態度」で構成される情報活用能力の育成に努める。

- (1) 情報通信ネットワークやコンピュータなどの情報手段及び情報機器の積極的な活用により、児童生徒の興味・関心を高め、主体的な学習を展開するとともに、機器等を効果的に活用した分かりやすい授業を創造するなど、指導方法の工夫改善に努める。また、情報教育を総合的・計画的に推進するとともに、プログラミング的思考の育成に努め、学校における教育の情報化を推進する。

- (2) 情報機器や情報通信ネットワークを適切に利用するルールやマナーを身に付けさせる取組の強化に努めるとともに情報教育の重点事項として＝必要な情報を収集・選択・判断・活用する能力の育成及び情報モラルに関する指導の徹底を図る。
- (3) GIGA スクール構想の実現に向け、ICT 教育及び、プログラミング教育についての研修の充実を図る。

## ◇ 教職員の資質能力の向上

### 1 教職員の使命と責任

**教職員は、教育公務員として公教育に課せられた使命と責任を自覚し、豊かな人間性、広い社会性及び高い専門性を基盤とした実践的指導力の向上を図り、町民の信託と期待に応えなければならない。**

- (1) 教職員は、人間の成長や発達についての深い理解と児童生徒に対する教育的愛情を持ち、体罰によらない指導の徹底を図り、部活動等においては指導方法の工夫改善に努め、児童生徒や保護者との信頼関係の確立を図る。
- (2) 教職員は、広い視野から社会の変化や時代のニーズを的確に把握する感性を持ち、常に意識改革に努めるとともに、多様な価値観を持つ児童生徒及び保護者等の声や意見に謙虚に耳を傾け、その願いを把握するよう努める。
- (3) 教職員は、学校(園)教育目標の具現化を目指し、学校(園)評価と連動した教職員人事評価を積極的に活用して、自らを高め、実践的指導力の向上に努める。
- (4) 教職員は、組織の一員としての自覚と責任のもと、日常的に管理職への報告・連絡・相談をするとともに、教職員相互の連携・協働体制の確立を図り、組織としての園・学校の教育力を高めるよう努める。

### 2 教職員研修

**教職員は、児童生徒及び保護者の信頼と期待に応えるため、自己の人格の陶冶を図るとともに、使命感・実践的指導力を高めるよう不断の研鑽に努めなければならない。また、その職務の遂行に当たっては、社会の変化を的確に把握し、学校(園)教育に寄せられた期待に応えるよう努めなければならない。**

- (1) 教職員は、自らの職責を全うするため、公的な研修機会を積極的に活用するなど、研究指定校の成果などの先進的で優れた実践に学び、児童生徒の学びを創造する指導力の向上や指導方法の工夫改善をはじめとする実践的指導力の向

上に努める。

(2) 教職員は、豊かな体験に基づく優れた教育実践や指導方法等、蓄積された教育財産の継承発展に努め、学校（園）としての教育力の向上を図る。

(3) 校（園）内研修会においては学校（園）・学年・学級における教育課題を明確に焦点化し、課題解決に向けた具体的な計画のもとに特色ある学校づくりの取組を進める。

研修に当たっては、内容を精選し形態を工夫するなど、教職員の働き方改革や負担軽減の観点を踏まえて実施する。

(4) 初任者及び中堅教諭等資質向上研修の実施校においては、その趣旨を踏まえた園・学校体制の確立と勤務校研修の充実に努める。

(5) 世代交代が進み、教職員が持つ教育力の保持・推進を図るため、人材育成に重点を置き、「京都府教員等の資質能力の向上に関する指標」を踏まえ、キャリアに応じた研修をとおして教職員の資質及び実践力の向上を図る。